

## 登別市学校給食センターにおける専門員の命課基準

第1条 登別市学校給食センター処務規程（昭和42年教委規程第3号）第3条第4項に定める専門員は、次の要件を満たす学校栄養職員のうちから個々審議のうえ、命課する。

（1）専門員として、職務遂行能力を有し、かつ、勤務成績が良好であると認められる者とする。ただし、休職中の者、長期療養者及び懲戒処分を受けた者を除く。

（2）在職年数

大学卒 8年以上

短大卒 10年以上

高校卒 12年以上

第2条 命課は、毎年4月1日に行う。ただし、特に必要と認める場合は、これ以外の昇給時期に行うことができるものとする。

第3条 この命課基準の取扱いに関し必要な事項及び経過措置は、別に定める。

附 則（平成2年教委訓令第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

（関係訓令の廃止）

2 登別市学校給食センターにおける専門員の命課基準（昭和61年教委訓令第2号）は、廃止する。

附 則（平成5年教委訓令第2号）

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成8年教委訓令第2号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。